

都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援事業 よくあるご質問

令和7年6月6日時点

1. 支援対象者について

No	質問	回答
1	「土木、建築、機械及び電気」に相当する職種とは、どのように判断すればよいですか？	以下のいずれかを満たす者とします。 - 各団体で分類している職務区分や採用区分の職務内容が、下記に規定する「職種」の職務内容に相当するものであること。 ＜東京都人事委員会「職員の採用・昇任等に関する一般基準」（18 ページ 別表3）＞ ※造園職及び一般技能職等は対象外とします。 - 上記職務区分・採用区分の分類はしていないものの、採用試験の要件や内容、技術系の職務への継続的な従事見込み等を踏まえ、各団体において、都の職種に相当すると認められる職員
2	令和6年度以前に採用された職員は支援対象となりますか？	<u>支援対象とはなりません</u>（令和7年度以降に採用された職員が支援対象となります）。ただし、令和6年度に実施された採用試験又は採用選考に合格した、<u>令和7年4月以降の採用予定者が、令和6年度に前倒して採用された場合は、支援対象</u>となります。
3	年度途中で採用となった場合、支援対象となりますか？	<u>令和7年7月1日までに採用された方は、支援対象</u>となります。 なお、<u>令和7年7月2日以降に採用された方は、翌年度の募集期間に支援対象</u>となります。例えば、令和7年10月1日採用の場合、令和8年4月以降に交付申請を行い、交付決定を受けた場合は、令和9年度から支援が開始されます。
4	他の団体から奨学金支援を受けている場合、支援対象となりますか？	現に、他の奨学金返還支援を受けている場合、<u>支援対象外</u>となります。ただし、複数の奨学金を借りている場合において、その複数の奨学金のうち、<u>他の支援を受けていない奨学金については支援対象</u>となります。 （例）A・B・Cの3件の奨学金を借りており、A・Bについて他の財政的な支援を受けている場合は、Cのみが支援対象となります。
5	奨学金返還を延滞している場合、支援対象となりますか？	<u>奨学金返還証明書発行時点及び交付申請時点に、奨学金の返済を延滞している場合は、支援対象外</u>となります。ただし、時点で延滞状態を解消している場合は、支援対象となります。

6	支援対象者が都・区市町村間、または区市町村間で転職した場合は、支援は継続しますか。	原則として、支援対象者が退職した場合は、支援を終了するものとします。ただし、都と区市町村間、または区市町村間において、 <u>退職後に期間を空けず引き続き採用される場合は、支援対象とし、支援条件（支援額、支援期間等）を引き継ぐものとします。</u> 一方で、支援対象者が、 <u>退職後に1日以上の間を空けて再び採用される場合には、支援対象外となります。</u>
7	他団体に派遣中の職員は支援対象となりますか？	他団体に派遣中（自治法派遣（地方自治法第252条の17の規定に基づく派遣）、研修派遣（地方公務員法第39条第1項の規定に基づく研修の一環として行われる派遣）等）の方についても支援対象となります。
8	支援対象決定後、年度途中に休暇・休職に入った場合、支援に影響はありますか？	育児休業、病気休業、病気休暇等を取得された場合でも、支援額に影響はありません。ただし、懲戒処分による停職を受けた場合は、支援額の減額または停止の対象となる場合があります。
9	事務職の管理職選考等を受験した際、支援対象から除外されますか？	都においては、管理職選考で職務内容の変更はありますが、 <u>職種の変更はないため、支援対象となります。</u> 各団体によって取扱いが異なる場合があるため、職種が変更されるか、 <u>人事担当にご確認ください。</u>

2. 奨学金について

No	質問	回答
10	支援対象となる奨学金を教えてください。	<u>日本学生支援機構</u> による貸与型奨学金のほか、 <u>本人以外の第三者による代理返還を認めている公的機関等</u> （地方公共団体、大学法人）が実施する貸与型奨学金も支援対象になります。第三者による代理返還を認めているかどうかは、貸与を受けた団体にお問い合わせください。
11	奨学金ではなく、教育ローンを借りていた場合、支援対象となりますか？	本制度は奨学金のみを支援対象としているため、教育ローンは対象外となります。
12	複数の奨学金を借りている場合の取扱いはどうなりますか？（日本学生支援機構の第一種奨学金と第二種奨学金の併用等）	複数の奨学金を併用している場合の取扱いは、以下の通りです。 1. いずれの返還残額も上限（300万円または450万円）以上である場合は、任意の一つを選んで申請してください。 2. 返還残額の合計が上限以下である場合、いずれの奨学金も支援対象となります。 3. 返還残額の合計が上限以上であり、いずれの返還残額がそれぞれ300万円未満の場合は、募集要項7(3)《注意事項》2のとおり、返還残額に応じて支援額を個別に決定します。

3. その他

No	質問	回答
13	「奨学金返還証明書」(JASSOの場合)は、いつ時点の証明書を提出すればよいですか？	<u>採用日以降のもの</u> をご提出ください。なお、返還支援額は、申請時に提出いただく「奨学金返還証明書」に記載の返還残額を基に算出されるため、奨学金返還が開始される前に、速やかに取得されることを推奨します。
14	本事業の支援対象者が、申請をしていなかった場合、翌年度以降に申請することは可能でしょうか。	申請そのものを行っていなかった場合は、翌年度以降の申請が可能です。一方で、申請期間後に申請金額の変更（既申請者が追加で申請可能な奨学金が判明した場合など）は、申請を行うことができません。
15	「先掛返還」とはどのようなものでしょうか？	「先掛返還」とは、返還期日が到来していない割賦金を前もって入金するものです。先掛返還した金額に応じて、一定期間、本人の口座からの月々の引き落としが停止されます。 ※日本学生支援機構の奨学金で定額返還方式を選択している場合、本事業の代理返還方法は「先掛返還」を予定しています。